

愛媛県報

第3471号外1

37, 3, 9

金 曜 日

◇ 目 次 ◇

告 示

- 県立自然公園の指定 一
- 県立自然公園の公園計画の決定 一
- 保安林予定森林 三

○ 告 示

○ 愛媛県告示第百八十五号

愛媛県立自然公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）
 第四条第一項の規定により次の区域を奥道後玉川県立自然公園
 に指定する。

その区域を表示した図面は、愛媛県庁観光課、松山市役所、
 北条市役所及び玉川村役場に備えつけて供覧する。

昭和三十七年三月九日

愛媛県知事 久 松 定 武

松山市大字湯山の内、玉川村大字木地、大字龍岡上及び大
 字鈍川並びに北条市米之野のそれぞれ一部

○ 愛媛県告示第百八十六号

愛媛県立自然公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）

愛媛県報 第三四七一号外一 昭和三十七年三月九日

第六条第一項の考定により奥道後・玉川県立自然公園の公園計
 画を決定したので、同条第二項の規定によりその概要を次のと
 おり告示する。

その計画の位置を表示した図面は、愛媛県庁観光課、松山
 市役所、北条市役所及び玉川村役場に備えつけて供覧する。

昭和三十七年三月九日

愛媛県知事 久 松 定 武

一 保護計画

特別地域 松山市大字湯山の内、北条市米之野、玉川村大

字木地、大字龍岡上、及び大字鈍川のそれぞれ

一部

国有林、西条経営区

四九林班 い、ろ、ほ、へ、と、小班の各一部

五〇林班 い小班の一部

五一林班 い小班の一部

五二林班 い、ろ、ち、に、り、小班の各一部

（明治四十年第三種郵便物認可）
 四月二日

二 利用計画

1 集団施設地区

番号	名称	位置	区	域	施設の種類
1	湯山集団施設地区	松山市	大字湯山の内	大字未、食場、宿野々、杉立地内	宿舎、休憩所、駐車場、園地、園路、その他
2	鈍川集団施設地区	玉川村	大字鈍川	日浦地内、小松原、カケ谷、鋪巻	同右及び博物館等

2 単独施設

番号	施設箇所	施設の種類	位置	工種
1	宿野々	宿舎	松山市大字湯山の内宿野々地内	新
2	福見観音	園地	字福見川地内	改
3	白濱	園地	字米野々地内	新
4	米野々奥	野営場	字米野々地内	新
5	木地奥	野営場	国有林西条経営区管内	新
6	橋原山	園地	玉川村大字木地龍岡上地内	新
7	北三方ヶ森	園地	北条市九川字天江地内	新
8	高縄山	園地	北条市米之野字高縄地内	新
9	高縄山	野営場	同右	新
10	大月山	園地	北条市九川字市の後地内	新

番号	路 線 名	起 点	終 点	工 種
1	車道、松山、今治線	終点	松山市大宇湯山の内米地内	新 改
2	湯山、藤野々線	松山市大宇湯山の内米地内	食場内	改
3	福見川線	字河内	藤野々内	改
4	高繩登山線	北条市米野久保内	野川内	新 改
5	鈍川、木地線	玉川市大宇湯山の内米地内	窪内	改
1	歩道、福見、水ヶ峠線	松山市大宇湯山の内米地内	福見川内	新 改
2	白濱登山線	松山市大宇湯山の内米地内	米野々内	新 改
3	水ヶ峠、高繩線	北条市米野久保内	野川内	新 改
4	檜原登山線	玉川市大宇湯山の内米地内	成内	改
5	五丈滝線	国有林西条経営区木地奥内	コ谷内	新 改

廢止

愛媛県報 第三四七号外 昭和二十七年三月九日